

インターネットを活用した自殺対策相談対応業務委託仕様書

1 業務の目的

本業務は、ウェブ上で自殺関連用語を検索する者に対し、相談を促すページを広告表示し相談機関への相談に繋げることにより、自殺を防止することを目的として実施する。

2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 業務の内容

受託者は、支援対象者の自殺を未然に防ぐことを目的として、次の業務を行う。

- (1) 検索エンジン Google を利用し、福島県内から自殺に関する用語を検索した方に対して相談を促す広告を掲載し、継続的に管理運営を行う。
- (2) 広告をクリックした際に表示されるホームページを作成・運営する。ホームページには、電話相談及びメール相談の窓口を表示する。メール相談の場合は、相談受付のアンケートを作成する。
- (3) 広告をクリックしメール相談ページに移動した方に対して、臨床心理士・精神保健福祉士等からなる受託者の相談員がメール、チャットを中心に原則 24 時間以内に初回相談を受け付ける。
- (4) 困難事例については、必要に応じて委託者の機関又は適切な関係機関につなぐ。その際、緊急かつやむを得ない場合を除き本人の同意を得るものとし（メールや電話での口頭での同意確認を含む）、同意を得た時の記録は残しておく。
- (5) 履行期間中に受け付けた相談について、履行期間後もなお対応の継続を要する利用者については、委託者へ引き継ぐ。
- (6) 広告効果の測定及びその測定結果に合わせた検索語句やホームページの改変を行う。
- (7) 広告の表示数、クリック数、クリック率、メール相談内容についてそれぞれ集計し、広告効果や相談者情報等の事業実績及び分析評価を月報・年報で委託者に報告する。
- (8) その他広告やホームページの内容等については、受託者の提案に基づき、委託者と協議の上決定する。

4 成果品

- (1) 報告書 1部
- (2) 電子納品 ((1)の電子データ)
- (3) 調査の資料で県が必要と認めるもの
- (4) その他県が必要と認めるもの

5 個人情報の保護に関する特記事項

受託者がこの契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、その取り扱いについて福島県個人情報保護条例に基づく「福島県個人情報取扱事務委託基準」及び「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

6 その他

この仕様書に特に定めのない事項については、県と受託者で協議のうえ決定する。当委託業務における計算の根拠、法令、資料の出典などはすべて明確にしておくこと。

成果品については、県に帰属するものとする。